

事業内職業能力開発計画（個票2）

○事業内職業能力開発計画に求められる内容

2 従業員のキャリア形成に即した配置その他の雇用管理に関する配慮

- ・従業員の配置に係る基本的な方針
- ・従業員のキャリア形成に即した配置等雇用管理の具体的な内容

○キャリア形成促進助成金の受給のために必要な事項（以下の内容）

昇進昇格、人事考課等に関する事項

○従業員の配置に係る基本的な方針

- ・実務経験及び能力を考慮して配置を選択し、個々の能力発揮ができる環境づくりを目指す。
- ・社員一人ひとりがやりがいの持てる職場環境づくりを推進。

○従業員のキャリア形成を考慮した雇用管理の具体的な内容

(1) 指導員等（教習指導員・技能検定員）

- ・「教習指導員」及び「技能検定員」は沖縄県公安委員会が実施する年1回以上の法定講習を実施する。
- ・指導員等が教習の業務に関して自発的に「その他、必要とする資格」を取得する際は、会社は全面的にバックアップを行う。

(2) 送迎職員・事務職員・整備職員

- ・教習指導員資格を取得の際は、教育訓練を計画し全面的にバックアップを行う。
- ・各セクションに必要な資格を自発的に習得する者に対しては、教育訓練を計画して会社はバックアップを行う。

(3) その他

- ・各社員の能力に応じ必要な教育訓練を計画し事業内職業能力開発に取り組む。
- ・社員各自が資格取得に専念できるように・月1回の全体教養・週1の朝礼等で会社は全面的にバックアップを行う事を促し、個々のモチベーションを高め自発的に教育訓練を行うようにする。

○昇進昇格、人事考課等に関する事項

- ・考課制度を明確にし、評価方法に基づき対応実現する。
- ・「資格所持」「実務経験」及び「業務成績等」を要件に評価対象を行う。
- ・役員会議の協議にて決定する。